

犯罪被害者やその家族などへの支援を実施しています

市は、令和5年4月に「**渋川市犯罪被害者等支援条例**」を施行し、犯罪被害者などが安心して暮らせる社会の実現を推進しています。

犯罪被害に遭うと、直接的な被害だけでなく、心身の不調・生活上の問題・周囲の言動による傷つきなど、多くの問題を抱えます。犯罪はいつ、どこで起こるか誰にも分かりません。身近な人が犯罪に巻き込まれた場合はもちろんのこと、自分に関係のないところで犯罪が起きた場合でも、被害者を傷つけるような発言や情報発信に注意してください。

市は、関係機関との連携体制の構築を進め、相談支援や啓発活動などを実施しています。犯罪被害について困ったことがあれば、問い合わせてください。



支援相談窓口

▽電話番号(☎85526)

▽メール(shiminsupport@city.shibukawagunma.jp)

受付時間 ▽電話 午前8時30分～午後5時15分(土日曜日、祝日を除く)

▽メール 24時間

その他 ▽対面での相談を希望する場合は、事前に電話で予約をしてください

▽その他支援などの詳細は、

(☎22130)へ。

詳しくは、**本**危機管理室

を確認してください

下の2次元コードから市ホームページで

確認してください

詳しくは、**本**危機管理室

(☎22130)へ。

詳しくは、**本**DX・行政管理課

(☎22396)へ。

詳しくは、**本**DX・行政管理課

(☎22396)へ。

詳しくは、**本**DX・行政管理課

(☎22396)へ。

詳しくは、**本**DX・行政管理課

(☎22396)へ。

詳しくは、**本**DX・行政管理課

(☎22396)へ。

詳しくは、**本**DX・行政管理課

(☎22396)へ。

「共生社会実現のまち渋川市」推進共同宣言署名団体を紹介

「共生社会実現のまち渋川市」の推進に向けて、市とともに取り組む共同宣言に署名した団体を紹介いたします。



その他 ▽市ホームページ(ID117703)で他の署名団体を紹介しています

▽共同宣言の趣旨に賛同する団体は、DX・行政管理課へ連絡してください

詳しくは、**本**DX・行政管理課

(☎22396)へ。

技術の改善や雇用の促進などに成果のあった市内の6つの優良事業所を表彰しました

市は、令和5年度優良事業所表彰式を11月7日に行いました。これは、事業所の特色を生かしながら、技術の改善や経営管理、雇用の促進などに優れた成果のあった事業所を表彰するものです。

今年度は、6つの事業所を表彰しました。表彰を受けた事業所は、次のとおりです。

表彰事業者(順不同)

- ▷医療法人 恒和会 関口病院
- ▷第一電機 株式会社
- ▷有限会社 赤城土建
- ▷有限会社 中村新聞店
- ▷第一自動車 株式会社
- ▷株式会社 鶴亀



その他 これまでに表彰した事業所などについては、右の2次元コードから、市ホームページを確認してください

詳しくは、**商工振興課**(☎22596)へ。



令和5年度市職員採用試験を行います

令和5年度職員採用試験
(令和6年4月1日付採用)
を行います。

募集要項 12月1日から人事課・各行政センターで配付するほか、市ホームページに掲載します



▲市ホームページはこちら

申込方法 原則、インターネット(ぐんま電子申請受付システム)により申し込んでください

※インターネットによる申し込みが困難な場合は、申込書や受験票(顔写真貼付)などを人事課窓口または郵送で提出してください

申込期間 12月1日から20日(水)まで

※窓口受付は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、12月20日消印有効

その他 詳細は募集要項を確認してください

提出・問合せ先 本人事課
(☎223362)へ

令和5年度市職員採用試験募集職種・受験資格・日程など

職種	採用予定人数	受験資格 (日本国籍を有している人で下記の職種別要件を満たす人)	第1次試験		第2次試験以降
			とき・ところ	試験内容	
建築技師	若干人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、建築学科卒業など、専門知識を有する人(※1)	1月21日(日) 午前9時～ 市役所本庁舎	▷SPI3 ▷作文 ▷専門試験	【第2次試験】 ▷2月中旬頃 ▷面接試験 ※第1次試験合格者が対象 【合格発表】 ▷2月下旬頃
保健師		昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を取得している人(※2)			
社会福祉士		昭和62年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を取得している人(※2)			
建築技師 (就職氷河期世代)		昭和45年4月2日～昭和61年4月1日の間に生まれた人で、1級建築士の資格を取得している人(※1・※2)			

- ※1 大学・短期大学・高校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者(各学校の令和6年3月卒業見込みを含む)を対象とします
- ※2 令和6年3月31日までに資格取得見込みの人を含みます
- ※3 各職種は一般事務として従事する場合があります
- ※4 試験日程・会場などは変更になる場合があります

12月1日～10日(日)は

令和5年冬の県民交通安全運動

〈年間スローガン〉

急いでる 焦る気持ちが

事故を呼ぶ

〈サブスローガン〉

外出は 明るい服装

反射材



〈運動重点① 子どもと高齢者を始めとする歩行者と自転車の交通事故防止〉

歩行者は、①信号機や横断歩道のある場所を横断する。

②道路を横断するときは、手を上げて安全を確認しながら横断する。

自転車などの利用者は、①自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶる。

②群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入する。

③自転車などの交通ルール(信号に従うこと、一時停止で停止すること、原則

車道の左側を通行すること、夜間は前照灯を点灯することなど)を守って運転する。

自動車運転者は、①生活道路や、通学路、スクールゾーンなどは、安全な速度で通行する。

②速度を抑えて、慎重な運転を心がける。

③住宅地域や朝の通勤通学時間帯での運転は、特に注意する。

〈運動重点② 夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材等の着用促進〉

歩行者は、外出時、明るく目立つ色の服と反射材を着用し、懐中電灯などを活用する。

自転車利用者は、夕暮れ時や夜間は、早めにライトを点灯し反射材を活用する。

自動車運転者は、①日没が早まることから、早めのライトの点灯と、ハイビームを活用し、歩行者や自転車の早期発見に努める。

②速度を抑えて、慎重な運転を心がける。

詳しくは、本危機管理室

(☎22130)へ。